

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部高齢福祉課介護予防係
 問合せ先 03 - 5803 - 1209

1 補助金の名称等

4年度調査

補助金の名称	シニアフィットネス事業補助金									
根拠規定等	シニアフィットネス事業補助金交付要綱									
創設年月	令和	4	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	令和7年3月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見直しの内容										
予算科目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	3地域支援事業費	1介護予防・日常生活支援総合事業費		2一般介護予防事業費		2介護予防普及啓発事業		12シニアフィットネス事業		68
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	新型コロナウイルス感染症の影響により懸念されている、高齢者等における筋力の低下及び地域での人と人とのつながりの希薄化を防ぎ、高齢者が健康を維持するとともに、地域でのつながりを創出することで、要介護状態になることを予防する。						
補助事業等の内容	希望する高齢者にフィットネス利用券を配布し、その利用を受け入れるフィットネスクラブに対して、区がその費用の一部を助成する。						
補助対象経費の内容	区からフィットネス利用券の交付を受けた区民がフィットネスクラブを利用する際に要する経費。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 公募により選定・登録されたフィットネスクラブ						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 1,500 単位 1人1回 } <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 1人12回の利用を上限とする。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 都度利用(ビジター料金)の設定がある施設の利用料を参考に、区と民間事業者との協働の考えの下、半額程度の額を補助するものとして設定。						
公募の状況	ホームページ、区報等により周知する。						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 区民が提出する利用券 }						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者における筋力の低下及び地域での人と人とのつながりの希薄化を防止することに資するため。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	本事業は、令和4年度重点施策であるため。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	高齢者の健康寿命の延伸及び地域でのつながりを創出する事業のため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	実施しなかった場合、高齢者における筋力の低下及び地域での人と人とのつながりの希薄化が進行する。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	毎年4月に事業に参加するフィットネスクラブの公募を行うため。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	交付に当たり、要綱を定め、公正な手続き、要件を具備した場合に交付決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	事業運営に対する補助であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	助成により、より多くの高齢者の効果的な体力づくりの習慣化及び地域社会とのつながりの創出が期待できる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	助成により、高齢者の健康寿命の延伸や要支援・要介護状態の悪化を防止することができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	高齢者が身近な場所で運動できる場を創出することで、広く区民に効果が還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	国制度に基づいた事業である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	フィットネスクラブは高齢者に対し運動メニューの提供、運動の指導等を行うため、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	要綱に基づき、毎月関係書類を確認し交付を決定するため。

4 交付実績

(件、千円)

項目	4年度(予算)			
交付(見込み)件数	200			
決算(予算)額	3,953			
国庫支出金	913			
都支出金	494			
その他	2,052			
一般財源	494			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

フィットネスクラブは公募により決定するが、事務処理の手間や事業開始までの準備等を考慮し、登録をしない方が良いと考える事業者もでてくるのが想定される。
 本事業を実施することで、事業者が身近な地域にフィットネスクラブがあることを広く周知できること、区民が効果的な体力づくりの習慣化及び地域社会とのつながりを図れること、区が介護予防へのきっかけの場を新たに提供できること等のメリットを積極的に発信し、事業協力を呼びかけていく。
 また、区民が介護予防の効果を実感し、事業終了後も自分なりの取組みを続けられるよう、普及啓発に努めていく。